

「中小企業の会計に関する指針」の一部改正について

平成 21 年 4 月 17 日  
 日本公認会計士協会  
 日本税理士会連合会  
 日本商工会議所  
 企業会計基準委員会

「中小企業の会計に関する指針（平成 20 年版）」（最終改正 平成 20 年 5 月 1 日）を次のように一部改正する。

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）	旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）
<p style="text-align: center;"><b>中小企業の会計に関する指針</b> <b>（平成 <u>21</u> 年版）</b></p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 1 日                      改正 平成 18 年 4 月 25 日                      改正 平成 19 年 4 月 27 日                      改正 平成 20 年 5 月 1 日                      最終改正 平成 21 年 4 月 17 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会                      日本税理士会連合会                      日本商工会議所                      企業会計基準委員会</p>	<p style="text-align: center;"><b>中小企業の会計に関する指針</b> <b>（平成 <u>20</u> 年版）</b></p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 8 月 1 日                      改正 平成 18 年 4 月 25 日                      改正 平成 19 年 4 月 27 日                      最終改正 平成 20 年 5 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会                      日本税理士会連合会                      日本商工会議所                      企業会計基準委員会</p>
<p>〔金銭債権〕                      （略）</p>	<p>〔金銭債権〕                      （略）</p>

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）	旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）
<p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 5 条、第53条、第74条、第103条第 6 号            金融商品に関する会計基準（<u>企業会計基準第10号</u>）第14項、（注 5 ） 第25項及び第29項～第34項            法人税法第61条の 5、第61条の 6</p>	<p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 5 条、第85条、第106条、第134条第 6 号            金融商品に関する会計基準 第14項、（注 5 ） 第25項及び第29項～第34項            法人税法第61条の 5、第61条の 6</p>
<p><b>【貸倒損失・貸倒引当金】</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 5 条第 4 項、第 78 条、第 103 条            企業会計原則 第三・四、注解 17            金融商品に関する会計基準（<u>企業会計基準第 10 号</u>）第 27 項、第 28 項            金融商品会計に関する実務指針（<u>会計制度委員会報告第 14 号</u>）第 122 項～第 125 項            法人税法第 52 条            法人税法施行令第 96 条</p>	<p><b>【貸倒損失・貸倒引当金】</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 5 条第 4 項、第 109 条、第 134 条            企業会計原則 第三・四、注解 17            金融商品に関する会計基準 第 27 項、第 28 項  <u>会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」</u>第 122 項～第 125 項            法人税法第 52 条            法人税法施行令第 96 条</p>
<p><b>【有価証券】</b>            （略）</p> <p>19．有価証券の分類と会計処理の概要            有価証券は、保有目的等の観点から以下の 4 つに分類し、それぞれ次のように会計処理する。</p>	<p><b>【有価証券】</b>            （略）</p> <p>19．有価証券の分類と会計処理の概要            有価証券は、保有目的等の観点から以下の 4 つに分類し、それぞれ次のように会計処理する。</p>

## 改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）

分類	貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券	時 価	損益（営業外損益）
満期保有目的の債券	償却原価（取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益
子会社株式及び 関連会社株式	取得原価	該当なし
その他有価証券	市場価格あり	純資産の部（税効果考慮後の額） （全部純資産直入法の場合）
	市場価格なし	該当なし （償却原価法による差額：営業外 損益）

(1)、(2)、(3)（略）

(4) その他有価証券

その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。

その他有価証券については、市場価格のある場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理する。ただし、市場価格のあるその他有価証券を保有していても、それが多額でない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とすることもできる。

また、その他有価証券については、市場価格のない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

なお、債券について、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

## 旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）

分類	貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券	時 価	損益（営業外損益）
満期保有目的の債券	償却原価（取得原価）	償却原価法による差額：営業外損益
子会社株式及び 関連会社株式	取得原価	該当なし
その他有価証券	市場価格あり	純資産の部（税効果考慮後の額） （全部純資産直入法の場合）
	市場価格なし	該当なし （償却原価法による差額：営業外 損益）

(1)、(2)、(3)（略）

(4) その他有価証券

その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。

その他有価証券については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理する。ただし、市場価格のあるその他有価証券を保有していても、それが多額でない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とすることもできる。

市場価格のない有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

ただし、債券について、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）	旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）
<p>（略）</p> <p>【関連項目】  会社計算規則第 5 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 6 項、第 <u>74</u> 条第 3 項第 1 号へ、第 4 号イ、第 <u>82</u> 条第 1 項  金融商品に関する会計基準（<u>企業会計基準第 10 号</u>）第 15 項～第 23 項  金融商品会計に関する実務指針（<u>会計制度委員会報告第 14 号</u>）第 47 項～第 96 項  法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号  法人税法施行令第 68 条、第 119 条の 12</p>	<p>（略）</p> <p>【関連項目】  会社計算規則第 5 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 6 項、第 <u>106</u> 条第 3 項第 1 号へ、第 4 号イ、第 <u>113</u> 条第 1 項  金融商品に関する会計基準 第 15 項～第 23 項  <u>会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」</u>第 47 項～第 96 項  法人税法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号  法人税法施行令第 68 条、第 119 条の 12</p>
<p>【<b>棚卸資産</b>】  （略）</p> <p>【関連項目】  会社計算規則第 5 条、第<u>74</u>条  企業会計原則 第三・五、注解21  棚卸資産の評価に関する会計基準（<u>企業会計基準第 9 号</u>）  法人税法第29条  法人税法施行令第28条～第33条、第68条</p>	<p>【<b>棚卸資産</b>】  （略）</p> <p>【関連項目】  会社計算規則第 5 条、第<u>106</u>条  企業会計原則 第三・五、注解21  棚卸資産の評価に関する会計基準  法人税法第29条  法人税法施行令第28条～第33条、第68条</p>
<p>【<b>固定資産</b>】  （略）</p> <p>【関連項目】</p>	<p>【<b>固定資産</b>】  （略）</p> <p>【関連項目】</p>

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）	旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）
<p>会社計算規則第 5 条第 2 項、第 3 項第 2 号、第<u>153</u>条第 2 項            企業会計原則 第一・五、注解 3            企業会計原則 第三・五            固定資産の減損に係る会計基準（<u>企業会計審議会</u>）            研究開発費等に係る会計基準（<u>企業会計審議会</u>）三及び四            金融商品会計に関する実務指針（<u>会計制度委員会報告第14号</u>）第12項、第135項、第223項、第311項            法人税法第33条第 2 項            法人税法施行令第68条            減価償却資産の耐用年数等に関する省令</p>	<p>会社計算規則第 5 条第 2 項、第 3 項第 2 号、第<u>181</u>条第 2 項            企業会計原則 第一・五、注解 3            企業会計原則 第三・五            固定資産の減損に係る会計基準            研究開発費等に係る会計基準 三及び四            会計制度委員会報告第14号「<u>金融商品会計に関する実務指針</u>」第12項、第135項、第223項、第311項            法人税法第33条第 2 項            法人税法施行令第68条            減価償却資産の耐用年数等に関する省令</p>
<p><b>【繰延資産】</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 5 条第 1 項、第 2 項、第<u>74</u>条第 3 項第 5 号、第<u>84</u>条            法人税法施行令第14条、第68条、第134条            繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（<u>実務対応報告第19号</u>）            研究開発費等に係る会計基準（<u>企業会計審議会</u>）三</p>	<p><b>【繰延資産】</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 5 条第 1 項、第 2 項、第<u>106</u>条第 3 項第 5 号、第<u>115</u>条            法人税法施行令第14条、第68条、第134条            繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い            研究開発費等に係る会計基準 三</p>
<p><b>【金銭債務】</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 6 条第 1 項、第<u>75</u>条第 2 項、第<u>103</u>条第 6 号、第 8 号</p>	<p><b>【金銭債務】</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 6 条第 1 項、第<u>107</u>条第 2 項、第<u>134</u>条第 6 号、第 8 号</p>

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）		旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）																										
金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号)第25項、第26項、(注5)第29項～第34項		金融商品に関する会計基準 第25項、第26項、(注5) 第29項～第34項																										
<b>【引当金】</b> (略)		<b>【引当金】</b> (略)																										
49. 引当金の区分		49. 引当金の区分																										
(1)、(2) (略)		(1)、(2) (略)																										
(3) 引当金についての、会計及び税法の関係は、次のとおりである。		(3) 引当金についての、会計及び税法の関係は、次のとおりである。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類</th> <th>税法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価性引当金</td> <td>貸倒引当金</td> <td>損金算入</td> </tr> <tr> <td></td> <td>返品調整引当金</td> <td>限度額あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負債性引当金</td> <td>賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、役員賞与引当金、工事損失引当金等</td> <td>損金不算入</td> </tr> </tbody> </table>	分類	種類	税法	評価性引当金	貸倒引当金	損金算入		返品調整引当金	限度額あり	負債性引当金	賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、役員賞与引当金、工事損失引当金等	損金不算入		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類</th> <th>税法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価性引当金</td> <td>貸倒引当金</td> <td>損金算入</td> </tr> <tr> <td>返品調整引当金</td> <td>限度額あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">負債性引当金</td> <td>債務性引当金</td> <td>賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金等</td> </tr> <tr> <td>非債務性引当金</td> <td>修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、役員賞与引当金</td> </tr> </tbody> </table>	分類	種類	税法	評価性引当金	貸倒引当金	損金算入	返品調整引当金	限度額あり	負債性引当金	債務性引当金	賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金等	非債務性引当金	修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、役員賞与引当金
分類	種類	税法																										
評価性引当金	貸倒引当金	損金算入																										
	返品調整引当金	限度額あり																										
負債性引当金	賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、役員賞与引当金、工事損失引当金等	損金不算入																										
	分類	種類	税法																									
評価性引当金	貸倒引当金	損金算入																										
	返品調整引当金	限度額あり																										
負債性引当金	債務性引当金	賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金等																										
	非債務性引当金	修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、役員賞与引当金																										
(略)		(略)																										
<b>【関連項目】</b> 会社計算規則第 6 条第 2 項、第 75 条、第 88 条第 7 項、第 101 条		<b>【関連項目】</b> 会社計算規則第 6 条第 2 項、第 107 条、第 119 条第 7 項、第 132 条																										

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）	旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）
<p>企業会計原則 第三・四、注解 18            役員賞与に関する会計基準（<u>企業会計基準第 4 号</u>）第 3 項、第 13 項  <u>工事契約に関する会計基準（企業会計基準第 15 号）</u>第 19 項、第 20 項            法人税法第 53 条</p>	<p>企業会計原則 第三・四、注解 18            役員賞与に関する会計基準 第 3 項、第 13 項              法人税法第 53 条</p>
<p><b>〔退職給付債務・退職給付引当金〕</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 6 条第 2 項第 1 号イ  <u>退職給付に係る会計基準（企業会計審議会）</u>  <u>退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（会計制度委員会報告第 13 号）</u></p>	<p><b>〔退職給付債務・退職給付引当金〕</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 6 条第 2 項第 1 号イ            退職給付に係る会計基準  <u>会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」</u></p>
<p><b>〔税金費用・税金債務〕</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 93 条  <u>諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い（監査・保証実務委員会報告第 63 号）</u></p>	<p><b>〔税金費用・税金債務〕</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>            会社計算規則第 124 条  <u>監査委員会報告第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」</u></p>
<p><b>〔税効果会計〕</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b></p>	<p><b>〔税効果会計〕</b>            （略）</p> <p><b>【関連項目】</b></p>

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）	旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）
<p>会社計算規則第 74 条第 3 項第 1 号タ、第 4 号二、第 75 条第 2 項第 1 号チ、第 2 号二、第 83 条、第 93 条第 1 項第 2 号、第 107 条  税効果会計に係る会計基準（<u>企業会計審議会</u>）  個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針（<u>会計制度委員会報告第 10 号</u>）  繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い（<u>監査委員会報告第 66 号</u>）</p>	<p>会社計算規則第 106 条第 3 項第 1 号タ、第 4 号二、第 107 条第 2 項第 1 号チ、第 2 号二、第 114 条、第 124 条第 1 項第 2 号、第 138 条  税効果会計に係る会計基準  会計制度委員会報告第 10 号「<u>個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針</u>」  監査委員会報告第 66 号「<u>繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い</u>」</p>
<p><b>【純資産】</b>  （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>  会社計算規則第 22 条～第 29 条、第 53 条、第 59 条、第 96 条、第 105 条等  企業会計原則 第一・三、注解 2、第三・四（三）、注解 19  貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（<u>企業会計基準第 5 号</u>）  第 4 項～第 8 項、第 36 項等  自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準（<u>企業会計基準第 1 号</u>）  第 7 項～第 14 項、第 20 項、第 21 項  株主資本等変動計算書に関する会計基準（<u>企業会計基準第 6 号</u>）  株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（<u>企業会計基準適用指針第 9 号</u>）  法人税法第 2 条第 16 号～第 18 号、第 24 条第 1 項第 4 号  法人税法施行令第 23 条第 3 項</p>	<p><b>【純資産】</b>  （略）</p> <p><b>【関連項目】</b>  会社計算規則第 45 条～第 52 条、第 85 条、第 91 条、第 127 条、第 136 条等  企業会計原則 第一・三、注解 2、第三・四（三）、注解 19  貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 第 4 項～第 8 項、第 36 項等  自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 第 7 項～第 14 項、第 20 項、第 21 項  株主資本等変動計算書に関する会計基準  株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針    法人税法第 2 条第 16 号～第 18 号、第 24 条第 1 項第 4 号  法人税法施行令第 23 条第 3 項</p>



改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）

旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）

【収益・費用の計上】

（略）

73. 収益認識

収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。

(1)、(2) （略）

(3) その他

区 分	収益認識方法
工事契約 (受注制作のソフトウェアを含む。)	<p><u>工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。</u></p> <p><u>成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。</u></p> <p>(1) <u>工事収益総額</u></p> <p>(2) <u>工事原価総額</u></p> <p>(3) <u>決算日における工事進捗度</u></p>

（略）

【関連項目】

企業会計原則 第二・一及び三、第三・五及び同注解 6

【収益・費用の計上】

（略）

73. 収益認識

収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。商品等の販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等がある。

(1)、(2) （略）

(3) その他

区 分	収益認識方法
長期の請負工事	<p><u>工事が完成し、その引渡しが完了した日（工事完成基準）又は決算期末に見積もられた工事進行程度と適正な工事収益率を用いた方法（工事進行基準）により、収益計上。</u></p>

（略）

【関連項目】

企業会計原則 第二・一及び三、第三・五、同注解 6 及び 7

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）			旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）																														
<u>工事契約に関する会計基準（企業会計基準第 15 号）</u> 法人税法第 64 条																																	
<b>〔リース取引〕</b> （略）  <b>【関連項目】</b> 会社計算規則第 74 条、第 75 条、第 108 条 リース取引に関する会計基準（ <u>企業会計基準第 13 号</u> ） リース取引に関する会計基準の適用指針（ <u>企業会計基準適用指針第 16 号</u> ） 法人税法第 64 条の 2 法人税法施行令第 131 条の 2			<b>〔リース取引〕</b> （略）  <b>【関連項目】</b> 会社計算規則第 106 条、第 107 条、第 139 条 リース取引に関する会計基準 リース取引に関する会計基準の適用指針 法人税法第 64 条の 2 法人税法施行令第 131 条の 2																														
<b>〔外貨建取引等〕</b> （略）			<b>〔外貨建取引等〕</b> （略）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外貨建資産等の区分</th> <th>会計上の換算方法</th> <th>法人税法上の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">外国通貨</td> <td></td> <td>期末時換算法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外貨預金</td> <td>短期外貨預金</td> <td rowspan="2">決算時の為替相場により換算</td> <td>期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）</td> </tr> </tbody> </table>			外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法	外国通貨			期末時換算法	外貨預金	短期外貨預金	決算時の為替相場により換算	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法	上記以外のもの	期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">外貨建資産等の区分</th> <th>会計上の換算方法</th> <th>法人税法上の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">外国通貨</td> <td></td> <td>期末時換算法</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外貨預金</td> <td>短期外貨預金</td> <td rowspan="2">決算時の為替相場により換算</td> <td>期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）</td> </tr> </tbody> </table>			外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法	外国通貨			期末時換算法	外貨預金	短期外貨預金	決算時の為替相場により換算	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法	上記以外のもの	期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）
外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法																														
外国通貨			期末時換算法																														
外貨預金	短期外貨預金	決算時の為替相場により換算	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法																														
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）																														
外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法																														
外国通貨			期末時換算法																														
外貨預金	短期外貨預金	決算時の為替相場により換算	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法																														
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）																														

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）				旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）					
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、旧商法による転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算法） 又は発生時換算法	外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算法） 又は発生時換算法		
	上記以外のもの		発生時換算法（法定換算法） 又は期末時換算法		上記以外のもの		発生時換算法（法定換算法） 又は期末時換算法		
外貨建 有価証券	売買目的有価証券	期末時価を決算時の為替相場により換算	期末時換算法	外貨建 有価証券	売買目的有価証券	期末時価を決算時の為替相場により換算	期末時換算法		
	売買目的 外有価証券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により換算		発生時換算法（法定換算法） 又は期末時換算法	売買目的 外有価証券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により換算	発生時換算法（法定換算法） 又は期末時換算法
		償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外）（注 2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（原則：換算差額は純資産の部に計上、例外：換算差額は当期の損益）				発生時換算法	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外）（注 2）	
		償還期限及び償還金額のないもの（株式）（注 2）	取得原価を取得時の為替相場により換算		発生時換算法			償還期限及び償還金額のないもの（株式）（注 2）	期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上）
		子会社株式及び関連会社株式	取得原価を取得時の為替相場により換算					子会社株式及び関連会社株式	取得原価を取得時の為替相場により換算

（注 1）外貨建取引、外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第 61 条の 8 《外貨建取引の換算》第 1 項及び同法第 61 条の 9 《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第 1 項

（注 1）外貨建取引、外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第 61 条の 8 《外貨建取引の換算》第 1 項及び同法第 61 条の 9 《外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等》第 1 項

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）	旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）
<p>に定めるものをいう。 また、保有期間等が 1 年超であるか否かについては、期末時点で判定する。 （注 2）会計上は「その他有価証券」である。</p> <p><b>【関連項目】</b> 外貨建取引等会計処理基準（<u>企業会計審議会</u>）— 金融商品に関する会計基準（<u>企業会計基準第 10 号</u>）第 29 項～第 34 項 外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（<u>会計制度委員会報告第 4 号</u>） 金融商品会計に関する実務指針（<u>会計制度委員会報告第 14 号</u>） 法人税法第 61 条の 6～第 61 条の 9 法人税法施行令第 122 条第 1 項</p>	<p>に定めるものをいう。 また、保有期間等が 1 年超であるか否かについては、期末時時点で判定する。 （注 2）会計上は「その他有価証券」である。</p> <p><b>【関連項目】</b> 外貨建取引等会計処理基準 — 金融商品に関する会計基準 第 29 項～第 34 項 <u>会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」</u> <u>会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」</u> 法人税法第 61 条の 6～第 61 条の 9 法人税法施行令第 122 条第 1 項</p>
<p><b>【組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）】</b> （略）</p> <p><b>【関連項目】</b> 会社計算規則第 11 条、第 12 条、第 35 条～第 52 条等 企業結合に関する会計基準（<u>企業会計基準第 21 号</u>） 事業分離等に関する会計基準（<u>企業会計基準第 7 号</u>） 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（<u>企業会計基準適用指針第 10 号</u>）</p>	<p><b>【組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）】</b> （略）</p> <p><b>【関連項目】</b> 会社計算規則第 11 条～第 35 条、第 58 条～第 84 条等 企業結合に係る会計基準 事業分離等に関する会計基準 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針</p>
<p><b>【個別注記表】</b> （略）</p>	<p><b>【個別注記表】</b> （略）</p>

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）	旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）																				
<p>【関連項目】 会社計算規則第<u>98</u>条、第<u>116</u>条</p> <p><u>個別注記表の規定</u> （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合）</p> <table border="1" data-bbox="152 539 1102 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 539 936 630">&lt;個別注記表&gt;</th> <th data-bbox="936 539 1102 630">会社計算規則の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 630 936 981">           1．重要な会計方針に係る事項に関する注記                資産の評価基準及び評価方法                固定資産の減価償却の方法                引当金の計上基準                収益及び費用の計上基準                その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項         </td> <td data-bbox="936 630 1102 981">(101)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 981 936 1125">           2．会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容         </td> <td data-bbox="936 981 1102 1125">(101)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1125 936 1173">           3．表示方法を変更したときは、その内容         </td> <td data-bbox="936 1125 1102 1173">(101)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1173 936 1401">           4．株主資本等変動計算書に関する注記                当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数）                当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株         </td> <td data-bbox="936 1173 1102 1401">(105)</td> </tr> </tbody> </table>	<個別注記表>	会社計算規則の規定	1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	(101)	2．会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容	(101)	3．表示方法を変更したときは、その内容	(101)	4．株主資本等変動計算書に関する注記 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数） 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株	(105)	<p>【関連項目】 会社計算規則第<u>129</u>条、第<u>144</u>条</p> <p><u>個別注記表の規定</u> （会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）の個別注記表の場合）</p> <table border="1" data-bbox="1128 539 2083 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 539 1912 630">&lt;個別注記表&gt;</th> <th data-bbox="1912 539 2083 630">会社計算規則の規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 630 1912 981">           1．重要な会計方針に係る事項に関する注記                資産の評価基準及び評価方法                固定資産の減価償却の方法                引当金の計上基準                収益及び費用の計上基準                その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項         </td> <td data-bbox="1912 630 2083 981">(132)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 981 1912 1125">           2．会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容         </td> <td data-bbox="1912 981 2083 1125">(132)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1125 1912 1173">           3．表示方法を変更したときは、その内容         </td> <td data-bbox="1912 1125 2083 1173">(132)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1173 1912 1401">           4．株主資本等変動計算書に関する注記                当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数）                当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株         </td> <td data-bbox="1912 1173 2083 1401">(136)</td> </tr> </tbody> </table>	<個別注記表>	会社計算規則の規定	1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	(132)	2．会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容	(132)	3．表示方法を変更したときは、その内容	(132)	4．株主資本等変動計算書に関する注記 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数） 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株	(136)
<個別注記表>	会社計算規則の規定																				
1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	(101)																				
2．会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容	(101)																				
3．表示方法を変更したときは、その内容	(101)																				
4．株主資本等変動計算書に関する注記 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数） 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株	(105)																				
<個別注記表>	会社計算規則の規定																				
1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	(132)																				
2．会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容	(132)																				
3．表示方法を変更したときは、その内容	(132)																				
4．株主資本等変動計算書に関する注記 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数） 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株	(136)																				

改正指針（平成 21 年 4 月 17 日）	旧指針（平成 20 年 5 月 1 日）
<p>式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）  当該事業年度中に行つた剰余金の配当に関する事項  当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当（当該事業年度に係る定時株主総会の終結後に法第 454 条第 1 項各号に掲げる事項を定めるものを除く。）に関する事項  当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（法第 236 条第 1 項第 4 号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）</p> <p>5 . その他の注記 (116)</p>	<p>式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）  当該事業年度中に行つた剰余金の配当に関する事項  当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当（当該事業年度に係る定時株主総会の終結後に法第 454 条第 1 項各号に掲げる事項を定めるものを除く。）に関する事項  当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（法第 236 条第 1 項第 4 号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）</p> <p>5 . その他の注記 (144)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>